

議案第 8 6 号

長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び長野市廃棄物の適正な
処理の確保に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 3 日

提出者 長野市長 荻 原 健 司

長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例の一部を改正する条例

(長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第1条 長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年長野市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「受託者」を「受託者等」に改め、同条中「市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者」を「次に掲げる者」に、「受託者」を「受託者等」に、「第9条の3の3第2項（同条第3項）」を「第9条の3の3第3項（同条第4項及び第5項）」に改め、「第9条の3の3第1項」の次に「又は第2項」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 法第9条の3の3第1項に規定する非常災害廃棄物の処分を行う非常災害廃棄物処理受託者若しくは非常災害廃棄物処理再受託者又は法第6条の2第3項後段の規定による処分の委託を受けた者
- (2) 法第9条の3の3第2項に規定する特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処分を行う特別管理非常災害廃棄物処理受託者若しくは特別管理非常災害廃棄物処理再受託者又は法第6条の2第5項後段の規定による処分の委託を受けた者

第24条、第25条（見出しを含む。）及び第26条（見出しを含む。）中「受託者」を「受託者等」に改める。

第27条の見出し中「受託者」を「受託者等」に改め、同条第1項中「第9条の3の3第2項」を「第9条の3の3第3項」に、「受託者」を「受託者等」に改める。

(長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例の一部改正)

第2条 長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成22年長野市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第30条第6項及び第38条第6項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。